

2018年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) バリアフリー新法の改正及びその円滑な施行を求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 所有者不明土地の利用手続の合理化を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案を撤回するとともに、厚生労働大臣告示の残業時間の上限を、例外をなくして法定化することを求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 自衛隊の航空機の安全に対する意識と体制の見直しを求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 子どもの医療費等の負担軽減のための制度拡充を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 教員定数の抜本的な増員を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) 火山観測及び警戒体制の強化を求める意見書
- [意見書（案）第10号](#) 国民健康保険に係る国庫負担割合の引き上げと負担軽減策を求める意見書
- [意見書（案）第11号](#) 自衛隊の航空機の安全に対する取り組みの強化を求める意見書

バリアフリー新法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）

【公明提案】

バリアフリー新法施行から 10 年以上が経過し、バリアフリー化は徐々にではあるが進展を見せているところである。

しかし、急速に地域の少子高齢化が進む中、移動しやすい環境がますます求められているにもかかわらず、バリアフリー基本構想を作成した自治体は 2 割に満たない。また、公共交通事業者が管理する既存施設のバリアフリー化についても、高齢者や障害者に配慮した一層の取り組みが急務となっている。

政府は、2020 年の、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え共生社会の実現をレガシーとするため、平成 29 年 2 月の関係閣僚会議において決定された、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づきながら、誰もが安心して移動できるまちづくりを全国で加速させようとしているが、全国規模でバリアフリー化を推進するためにはバリアフリー新法の改正が不可欠である。

制度面から課題解消を図っていかなければ、各自治体でのバリアフリー基本構想の策定やバリアフリー化の推進は望めない。

よって、国及び政府においては、下記の事項に配慮の上、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、バリアフリー新法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、強く要望する。

記

1. 施設間の経路など面的にバリアフリー化を進めるため、バリアフリー新法の基本構想制度の見直しも含め、新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者に対し、ハードとソフトの一体的なバリアフリー化の取り組みを義務化するよう検討すること。
3. バリアフリー新法改正後速やかな施行を行う観点から、改正の内容について十分に周知を行うことに加え、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深めるためにも、国として広報活動や教育等に努めること。
4. バリアフリー化の施策を進める際には、高齢者や障害者等の意見を聞く仕組みを設けるよう検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

所有者不明土地の利用手続の合理化を求める意見書（案）

【公明提案】

2016 年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20%に上がることが明らかにされた。また、一般財団法人国土計画協会の研究グループである所有者不明土地問題研究会は、2040 年には北海道本島の約 9 割の面積に相当する 720 万 ha にまで所有者不明土地が増加すると予想している。

現行の対応策としては、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、土地所有者の氏名や住所を調べてもわからなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決手続を申請できるものの、所有者探索など、その手続には多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上不在者の財産管理制度もあるが、相続人不明の土地が多数に上ると手続に労力がかかる上、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確である。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間と労力やコストを要している現状は合理的ではなく、所有者探索の円滑化と所有者不明土地の有効利用の促進を図るための制度を構築すべきである。

よって、国及び政府においては、下記の事項に配慮の上、所有者不明土地の諸課題を解決するよう、強く要望する。

記

1. 所有者不明土地が増加しない仕組みを整備すること。
2. 土地の所有権放棄ができない土地の管理責任のあり方など、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 所有者不明土地の合理的な探索の範囲や、有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続を合理化し、円滑化を図ること。
5. 土地の有効利用を図るため、土地収用の対象とならない所有者不明土地を公共事業で活用できるよう施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう求める意見書（案）

【公明提案】

平成 27 年 8 月の北海道や東北の豪雨、平成 28 年 7 月の九州北部豪雨など近年の中小河川災害として、土砂の移動による洪水や、流木等による橋梁での河道埋塞が各地で発生している。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、おのおのの単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。そこで国土交通省は、中小河川の豪雨対策を強化するため、九州北部豪雨後に実施した中小河川の緊急点検の結果を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、再度の河川氾濫防止対策の一つに中小河川の河道掘削を盛り込んでいる。しかし、この中小河川緊急治水対策プロジェクトは、おおむね 3 カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間と限られている。

よって、国及び政府においては、今回の中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の項目の実施を強く要望する。

記

1. 河道掘削を含む中小河川緊急治水対策プロジェクトについては、平成 29 年度補正予算で約 1,300 億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
2. 中小河川緊急対策プロジェクトでは、河道掘削の対策箇所を重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の区間拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
3. 今回の中小河川緊急対策プロジェクトは、おおむね 3 カ年の時限的措置であるが、中小河川の河道掘削については、洪水回避等を目的とした恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案を撤回するとともに、厚生労働大臣告示の残業時間の上限を、例外をなくして法定化することを求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、残業時間規制とともに、年収が高い一部専門的知識を必要とする労働者について、一定の条件を満たす場合に、労働時間などに関する規制から除外する高度プロフェッショナル制度の導入や、裁量労働制の拡大なども盛り込んだ8法案を一本化した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の国会への提出を目指している。

高度プロフェッショナル制度は、時間外労働や休日労働に対する残業代の支払いが撤廃され、過労死しても自己責任とされてしまう可能性がある。さらに、何時間働いても一定時間しか勤務したことにならない裁量労働制の対象範囲を、従来の経営の中核部門で企画や立案に携わる業務に従事する企画業務型のみならず、課題解決型提案営業等の業務にまで広げる方針である。

政府が裁量労働制で働く人のほうが、労働時間が短くなるとした根拠である、2013年に厚生労働省が行った労働時間等総合実態調査のデータも、労働者全体の平均値ではなく、一般労働者に1カ月で最も長く働いた日の残業時間を尋ねた上で法定労働時間の8時間を足すという、一般労働者の労働時間を長く見せかける恣意的なもので、首相もその調査に基づいた国会答弁を撤回する事態となっている。

これら法律案は、かつて国会に提出したものの過労死促進法案として厳しい批判を受け、2年間余り審議入りできていなかったものを、法案の形を変え再度提出しようとするものである。しかも、働き方改革という聞こえのいい名称にし、8法案を一括法案にすることで、国民の目を欺くものとなっている。

また、法律案では、労使協定による時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間を法律で整備し、特例として月80時間まで、単月の残業時間の上限は100時間未満までとしている。しかしながら、過労死ラインと呼ばれる1カ月の残業時間は80時間とされていることから、長時間労働を規制するのであれば、労使協定による時間外労働の上限を厚生労働大臣告示の週15時間、月45時間として法定化すべきである。

よって、国及び政府においては、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案を撤回するとともに、厚生労働大臣告示の残業時間の上限を、例外をなくして法定化するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

生活保護基準引き下げの中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は 2018 年度予算案に生活保護費のうち、食料や光熱費など日常生活費に充てる生活扶助を 2018 年 10 月から最大 5%、ひとり親世帯を対象にした母子加算を平均 20%削減する方針を盛り込んでいるが、母子加算に関しては、子どもにかかる費用ではなく、ひとり親で子育てをすることに対しての加算であるにも関わらず、両親のいる世帯と固定的経費の割合は変わらないという発想は間違いである。

生活保護費は、2004 年から高齢者世帯に対する老齢加算が段階的に廃止され、2013 年以後は生活保護史上前例のない、大幅かつ広範な生活扶助基準の引き下げが行われ、一世帯当たり平均約 6.5%削減された。2015 年には住宅扶助上限額削減、冬季加算の削減と、特にひとり親世帯と高齢者世帯に大きな影響をもたらす引き下げが相次いでいる。

全国 29 都道府県 955 人の原告が、生活保護費の引き下げ違憲訴訟で闘っている最中で、生活保護受給者の声や実態の検証抜きの引き下げは行うべきではない。また、そもそも厚生労働省が、生活扶助基準引き下げの根拠としている検証方法や統計自体に引き下げありきの計算をしているのではないかという懸念もある。

生活保護基準は、憲法第 25 条第 1 項で全ての国民に生存権として保障する健康で文化的な最低限度の生活を具体化した基準であり、最低賃金、地方税の非課税基準、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動していることから、生活保護基準の引き下げは、生活保護受給世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすものである。

今必要なのは、低所得者の暮らしを良くする手だてを早急にとり、貧困の拡大を防ぐことである。

よって、国及び政府においては、さらなる生活保護基準の引き下げを中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

自衛隊の航空機の安全に対する意識と体制の見直しを求める意見書（案）

【共産党提案】

2017年2月5日、佐賀県神埼市において、陸上自衛隊のAH64D戦闘ヘリコプターの操縦士と乗員の自衛隊員2名が死亡する墜落炎上事故が起きた。幸い墜落現場となった民家の住民である小学校5年生の女兒は軽傷で済んだが、民家は全焼した。

その後の捜査によると、主回転翼整備不備や部品の異常などが指摘されており、墜落現場は駐屯地から南へ約4km先の住宅地で、周辺には幼稚園や保育園、小学校があり、被害としては認定こども園など8箇所落下した部品の金属片が屋根を貫通したことなどが確認されている。

墜落現場周辺の子どもを始め、住民の恐怖心が消えず不安を抱える日々が続いているが、事故発生からわずか3日後に、同墜落事故現場近くの上空を、航空自衛隊の大型輸送ヘリコプターのCH47Jが飛行するという事態が起き、地域住民からは怒りの声が上がっている。

また、操縦ミスなど人為的なミスが原因の事故も近年繰り返されている。例えば、2011年7月に航空自衛隊の戦闘機が東シナ海に墜落、翌年2012年にも青森県陸奥湾で海上自衛隊の哨戒ヘリが護衛艦に接触し墜落、2015年からも毎年事故が発生しており、2017年の3件の事故を含めると20名の自衛隊員が命を落としている。

自衛隊の航空機は、自衛隊基地の周辺を始め全国で市街地、民家の上空を飛行するなどしていることから、事故は日本全国どこでも起きる可能性がある。

国民の生命や財産を守る自衛隊が国民の生命や財産を脅かすことがあってはならず、国民の不安を取り除くためにも、事故の原因究明は言うまでもなく自衛隊航空機の点検・整備や運用、訓練のあり方も含め、徹底調査し、このような事故を繰り返し起こさないよう、喫緊に取り組むべきである。

よって、国及び政府においては、徹底した事故の原因究明を行うとともに、自衛隊航空機の安全に対する意識や体制を見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子どもの医療費等の負担軽減のための制度拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

会社員等が加入する社会保険においては、被保険者の標準報酬額により保険料が算定される場合は、扶養する子どもの数が増えても保険料が変わらない。

しかし、国民健康保険は世帯内の加入者数に均等割が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料を負担することになっている。

また、子どもの医療費の窓口負担割合は、小学校入学前は2割負担、就学後は3割負担となっているが子育てをする世帯にとっては重い負担となっており、そのため、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう全ての自治体で何らかの子ども医療費助成制度が実施されている。そして、全国に広がりつつある、医療機関の窓口での支払いをなくす子ども医療助成制度をさらに広げ、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっている。

よって、国及び政府においては、子どもの医療費等の負担軽減のため、以下の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

1. 国の責任において統一的な子どもの医療費助成制度を創設すること。
2. 国民健康保険制度における子どもに係る均等割の保険料負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教員定数の抜本的な増員を求める意見書（案）

【共産党提案】

今日、我が国の教員の業務は深刻な事態にある。とりわけ一日平均11時間近い勤務時間の是正は、教員の命と健康にとっても、子どもたちの教育にとっても喫緊の課題となっている。この課題を解決するためには、創意あふれる授業と子どもたちの生活指導の時間を確保した上で、現場教職員の意見を反映させた形で、中央教育審議会などで検討されている教員が負担している業務の思い切った整理や削減が必要である。

教員勤務実態調査によれば、小学校教諭は一日平均4時間25分の授業を行っている。一時間の授業について一時間程度は授業の準備が必要という国の答弁に照らせば、連日の超過勤務は必然である。さまざまな対策を講じて、基本的に勤務時間内に終わらせることは、絵に描いた餅に過ぎないと言わざるを得ない。

また、新しい学習指導要領の実施により、授業時間や指導内容が増加している。加えて、日本語指導などを必要とする外国人や不登校、発達障害の子ども、いじめや校内暴力、貧困世帯への対応の課題もある。

こうしたことへの解決に向けて、教員の増員により、教員一人当たりの担当授業時間を適正な水準まで引き下げることが必要不可欠である。

よって、国及び政府においては、教員定数の抜本的な増員を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

火山観測及び警戒体制の強化を求める意見書（案）

【共産党提案】

国内の火山活動が活発化する中、昨年気象庁が常時監視する火山の一つの草津白根山が、警戒していた火口とは異なる場所で兆候をつかめず突然噴火し、12人が死傷したのは記憶に新しいところである。噴火で犠牲者が出たのは、4年前の長野県と岐阜県の境にある御嶽山の噴火以来のことである。

噴火など火山活動の予知は、それぞれの火山ごとに特性や歴史が異なっていることに加え、活動周期が長期にわたるため、どのような兆候がどう進展するのか観測体制をとっていても困難な現状を改めて示すもので、日本の火山の観測・警戒体制全体にとって重い課題を突きつけている。

日本は、世界の噴火の可能性のある活火山約1,500のうち約7%が存在する有数の火山国である。気象庁は全国111ある活火山のうち、50カ所を24時間体制で観測しているが、職員は全国でわずか146人である。

火山研究者の確保・育成も立ち遅れ、研究者は40人程度である。気象庁職員や火山研究者が足りない根本には、これまでの定員削減がある。

近年、地震や豪雨、火山噴火などの自然災害が各地で相次いで発生しているが、国民の生命と財産をより確実に守るために、火山活動の状況に関する情報提供は、迅速かつ、住民や一般の方々にもわかりやすく発信する必要がある。

よって、国及び政府においては、火山活動に何らかの変化があった場合には、随時地元関係機関にその旨を伝え、その結果に応じて警報や予報を発表する体制を構築するため、気象庁の職員の増員を図り、火山観測及び警戒体制の強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民健康保険に係る国庫負担割合の引き上げと負担軽減策を求める意見書（案）

【共産党提案】

社会保障として、国民皆保険制度の根幹をなしている国民健康保険は、2018年4月から都道府県単位化される。

大津市で国民健康保険に加入されている被保険者は、非課税世帯や高齢者世帯が約4割と多く、所得水準が低いため、保険料負担が重くなる構造的問題があり、払う意思があっても払えない方がいる。国民健康保険の被保険者にとって保険料は、生活にかかわる切実な問題であることから大きな関心事となっている。

国からは国民健康保険広域化に伴う国民健康保険事業費納付金の算定に必要な確定計数が示され、滋賀県でも納付金や標準保険料率が示されたところである。

滋賀県は、保険料水準の統一化を目指すことを運営方針で定めており、さらには市町村単位の減免基準を県内で統一することや市町の一般会計からの法定外繰り入れの段階的解消などの方向性も明らかとしている。

滋賀県の試算によると大津市では一人当たりの保険料が3.358%の引き上げになるとされたことから、不安や懸念が広がっている。

よって、国及び政府においては、国民健康保険の都道府県単位化において、社会保障制度としての国民健康保険の維持と自治体及び市民負担の軽減のため、下記の事項について強く求めるものである。

記

1. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもとで都道府県単位化を推進するとともに、国庫負担割合の引き上げを行うこと。
2. 特に非課税世帯に対する負担軽減のため、減免基準を拡充・強化するとともに、保険料の引き上げとならないよう適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自衛隊の航空機の安全に対する取り組みの強化を求める意見書（案）

【志成提案】

自衛隊の活動に関しては、国民の安全確保に対する真摯な取り組み、災害時における救助活動など、高く評価するところであるが、2017年2月5日、佐賀県神埼市において、陸上自衛隊のヘリコプター墜落炎上事故が起きたことは誠に遺憾である。この事故では墜落現場となった民家の住民である女兒が軽傷を負い、操縦士と乗員の隊員2名が殉職されている。

その後の捜査によると、主回転翼整備不備などが指摘されており、墜落現場は駐屯地から南へ約4km先の住宅密集地で、周辺には幼稚園や保育園、小中学校があり被害としては認定こども園などで落下した部品が屋根を貫通したことなどが確認されている。

国民の生命や財産を守る自衛隊に対する国民の不安を取り除くために、既に必要な取り組みが行われているところではあるが、自衛隊航空機の点検・整備や運用、訓練のあり方も含め、さらなる備えや安全対策の強化を願うものである。

よって、国及び政府においては、自衛隊航空機の安全に対する取り組みの強化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。